議案第９２号

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年１１月１６日

提出者　杉並区長　　岸　　本　　聡　　子

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

杉並区特別区税条例（昭和３９年杉並区条例第４１号）の一部を次のように改正する。

第２０条の２第１項中第９号を第１０号とし、第８号の次に次の１号を加える。

（９）　所得税法第７８条第２項第４号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

附　則

１　この条例は、令和９年１月１日から施行する。

２　所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定の適用がある場合における改正後の第２０条の２第１項（第９号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第１条の規定による改正前の所得税法第７８条第３項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

（提案理由）

寄附金税額控除の対象となる寄附金に、公益信託の信託財産とするために支出した寄附金を追加する必要がある。

資　　料

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表

新　　条　　例	旧　　条　　例
（寄附金税額控除） 第２０条の２　所得割の納税義務者が、前年中に法第３１４条の７第１項第１号及び第２号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金のうち規則で定めるものを支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第２項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第１９条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 （１）～（８）　略 （９）　所得税法第７８条第２項第４号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金 （１０）　略 ２　略	（寄附金税額控除） 第２０条の２　所得割の納税義務者が、前年中に法第３１４条の７第１項第１号及び第２号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金のうち規則で定めるものを支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第２項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第１９条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 （１）～（８）　略 （９）　略 ２　略